

福山市教育委員会会議（第8回）議事日程

2021年（令和3年）10月18日

午後2時30分 於：教育委員室

日程第1 教育委員会会議録の承認について

日程第2 教育長の報告について

教育長報告

1

事務局報告

1 指定学校変更申立許可運用基準の一部改正について

2

2 図書館の特別整理期間の実施について

5

* 3 審査請求に係る取下げについて

* 日程第3 議第54号 公民館長の解任について

* は非公開予定

教育長報告

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| 9月 | 30日 | 木 | |
| 10月 | 1日 | 金 | 学校訪問（新市中央中，御幸小） |
| | 2日 | 土 | |
| | 3日 | 日 | |
| | 4日 | 月 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（泉小） 小学校長研修〔リモート〕 |
| | 5日 | 火 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（竹尋小，御幸小） 学校訪問・校長等協議（御幸小） 一般・特別会計決算特別委員会 中学校長研修〔リモート〕 |
| | 6日 | 水 | 一般・特別会計決算特別委員会 |
| | 7日 | 木 | 一般・特別会計決算特別委員会 |
| | 8日 | 金 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（千田小） 一般・特別会計決算特別委員会 |
| | 9日 | 土 | |
| | 10日 | 日 | |
| | 11日 | 月 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（駅家西小，戸手高校） 福山学校元気大賞部門賞表彰〔リモート・霞小，中条小〕 |
| | 12日 | 火 | 福山学校元気大賞部門賞表彰〔リモート・済美中〕 |
| | 13日 | 水 | 学校訪問（常石小） |
| | 14日 | 木 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（久松台小，緑丘小） |
| | 15日 | 金 | 福山学校元気大賞部門賞表彰（津之郷小，伊勢丘小） 福山学校元気大賞部門賞表彰〔リモート・旭小〕 |
| | 16日 | 土 | |
| | 17日 | 日 | |
| | 18日 | 月 | |

1 指定学校変更申立許可運用基準の一部改正について

(1) 改正理由

現在、松永中学校が通学区域である高西町では、学校選択又は指定学校変更申立（兄弟姉妹関係）により、ほとんどの生徒が大成館中学校に就学している状況であった。

また、2020年に高西学区の地域課題として、指定学校変更（地情的事情）の検討が挙げられている。

平成9年1月27日付け文部省通知「通学区域制度の弾力的運用」等を踏まえ、保護者の意向や就学の実態に鑑み、高西町に居住している児童生徒の保護者から大成館中学校への指定学校変更申立があれば、これを許可することとした。

(2) 改正内容

児童生徒が居住していることをもって教育委員会が指定校の変更を認める地域に、次の地域を追加するもの。

| 地 域 | 指定学校 | 変更許可学校 |
|----------------------|------|--------|
| 高西町（川尻，真田，南，一丁目～四丁目） | 松永中 | 大成館中 |

(3) 実施日

2021年（令和3年）10月7日

指定学校変更申立許可運用基準

| 事由 | 許可条件 | 添付書類 | 許可期間 | 備考 |
|----------------------------------|--|---|------------------|-----------------------|
| 学期中途の転居 | 小学校1～5年, 中学校1～2年の中途に転居した場合で, 通学に支障がないこと | 学年を越える許可の場合は学校長の意見書 | 原則は, 学年末まで | |
| 学期中途の転居(最高学年) | 小学校6年, 中学校3年生の中途に転居した場合で, 通学に支障がないこと | | 卒業まで | |
| 転居予定 | 近い将来転居することが確定しており, あらかじめ転居先の学区内に就学する場合 | 建築確認書または賃貸契約書等 | 実際の転居日まで | |
| 住宅建築による登記, 公庫融資のための住宅等完成前に住民票を異動 | 住宅完成まで前の住所地の学区に就学を希望する場合で, 住宅等完成後転校する事が確実な場合 | | 実際の転居日まで | |
| 留守家庭 | 保護者の就労等で, 当該児童の保育施設等(祖父母宅を含む)がある学区内に就学する場合 | 両親の在職証明等(自営の場合は, 営業許可書でもよい) 児童生徒預かり承諾書 | 原則として卒業まで | 申請内容に変更があれば再申請が必要 |
| 身体的理由 | 病弱者で通学途中の安全確保のため指定学校外へ就学する場合 | | 原則として卒業まで | 身体的事情が回復したら転校 |
| 院内学級入級 | 治療のため院内学級へ入級の場合 | | 入級の期間(病状回復まで) | 該当校からの院内学級入退級報告書により確認 |
| 教育上の配慮 | 教育的配慮が必要と認められる場合 | 学校長の意見書 | 事情が回復するまで | いじめ, 不登校等 |
| 地域的事情 | 教育委員会が指定校の変更を認めている地域 | | 卒業まで | 別表参照 |
| 兄弟・姉妹関係 | 就学希望校に兄弟・姉妹が在籍していること | | 卒業まで | |
| その他 | 上記以外で特に認められる場合 | | | |
| (昭和59年 4月 1日 制定) | (平成15年 2月 3日 改正) | (平成18年 3月 1日 改正) | (平成24年12月12日 改正) | 平成30年11月1日 修正) |
| (平成 2年 4月 1日 改正) | (平成15年 4月 1日 改正) | (平成18年12月1日 改正) | (平成27年 4月 1日 改正) | |
| (平成 6年 4月 1日 改正) | (平成15年11月17日 改正) | (平成19年 4月 1日 改正) | (令和 2年10月15日 改正) | |
| (平成 8年 2月 1日 改正) | (平成16年 4月 1日 改正) | (平成20年11月 4日 改正) | (令和 3年10月 7日 改正) | |
| (平成13年 4月 1日 改正) | (平成17年 4月 1日 改正) | (平成21年11月 4日 改正) | | |
| (平成13年 8月 7日 改正) | (平成17年 7月12日 改正) | (平成22年 8月27日 改正) | | |
| (平成14年 1月30日 改正) | (平成17年11月 7日 改正) | (平成23年11月22日 改正) | | |

別表

| 地 域 | 指定学校 | 変更許可学校 | 許 可 条 件 |
|-------------------------|-----------|-----------|---|
| 伊勢丘六丁目4番の一部 | 春日小・培遠中 | 伊勢丘小・鳳中 | 春日台町内会に属している場合 |
| 能島一丁目、二丁目の一部・伊勢丘五丁目の一部 | 春日小 | 伊勢丘小 | 伊勢丘の町内会に属している場合 |
| 川口町三丁目、四丁目の一部 | 川口小 | 新涯小 | 新涯町の町内会に属している場合 |
| 瀬戸町（自動車学校近く、2号線より北） | 瀬戸小 | 津之郷小 | 水越地区の町内会に属している場合 |
| 大門町五丁目7番 | 大津野小 | 野々浜小 | 五丁目7番に居住している場合 |
| 手城町四丁目、南手城町四丁目の一部 | 東中 | 一ツ橋中 | 丸実町内会に属している場合 |
| 東深津町三丁目 | 東中 | 城東中 | 三丁目に居住している場合 |
| 丸之内一丁目 | 西小・城北中 | 東小・中央中 | 一丁目に居住している場合 |
| 南蔵王町四丁目の一部 | 蔵王小・城東中 | 深津小・東中 | 四丁目に居住している場合 |
| 水呑町（妙見団地、宮迫町内会） | 水呑小 | 光小 | 妙見団地に居住している場合又は宮迫町内会に属している場合 |
| 御幸町（横尾町の近くの浄水場付近） | 御幸小 | 千田小 | 横尾町の町内会に属している場合 |
| 山手町前奥町内会（福山市農協山郷支店付近） | 山手小 | 泉小 | 前奥町内会に属している場合 |
| 服部永谷（通称高山付近） | 駅家北小・駅家中 | 加茂小・加茂中 | 加茂町百谷寄に居住している場合 |
| 田尻町（鞆町との境） | 高島小・向丘中 | 鞆の浦学園 | 鞆町の町内会に属している場合 |
| 駅家町万能倉の一部 | 駅家北小・駅家中 | 駅家小・駅家南中 | 万能倉1037～1052番地でJR福塩線より南側に居住している場合 |
| 神村町8区（通称郷倉地区） | 神村小・大成館中 | 松永小・松永中 | 松永の町内会に属している場合 |
| 引野町東 | 引野小・一ツ橋中 | 旭丘小・大門中 | 引野町東に居住している場合 |
| 引野町の一部 | 引野小・一ツ橋中 | 旭丘小・大門中 | 大津野学区西組町内会島松地域に居住している場合 |
| 大門町津之下の一部 | 大津野小 | 旭丘小 | 大津野学区西組町内会島松地域に居住している場合 |
| 多治米町三丁目、四丁目の一部 | 多治米小 | 川口小 | 川口西第2町内会に属している場合 |
| 芦田町福田の一部 | 福相小・芦田中 | 戸手小・新市中央中 | 芦田町福田2928番地の1～2953番地の12に居住している場合 |
| 新市町相方の一部 | 新市小 | 戸手小 | 芦品台に居住している場合 |
| 新市町宮内の一部 | 網引小 | 新市小 | 新市町内会に属している場合 |
| 旭丘小学校区 | 旭丘小 | 引野小 | 旭丘小学校区に居住している場合 |
| 松永町一丁目の一部 | 遺芳丘小・大成館中 | 松永小・松永中 | 松永小学校区の町内会に属している場合 |
| 伊勢丘三丁目10番 | 緑丘小・培遠中 | 伊勢丘小・鳳中 | 伊勢丘三丁目10番に居住している場合 |
| 南今津町の一部 | 遺芳丘小・大成館中 | 松永小・松永中 | 南今津町に居住している場合 |
| 南今津町の一部 | 遺芳丘小 | 松永小 | 南今津町に居住している場合 |
| 駅家町中島の一部 | 駅家中 | 駅家南中 | 中島東町内会に属している場合 |
| 神辺町平野の一部 | 神辺小・神辺西中 | 御野小・神辺東中 | 名越町内会に属している場合 |
| 神辺町平野の一部 | 御野小・神辺東中 | 神辺小・神辺西中 | 古市町内会に属している場合 |
| 神辺町平野の一部 | 御野小 | 竹尋小 | 江草・辺木町内会に属している場合 |
| 水呑町（宮迫町内会） | 向丘中 | 鷹取中 | 宮迫町内会に属している場合 |
| 水呑町（妙見団地とその周辺地域） | 向丘中 | 鷹取中 | 洗谷町内会に属している場合 |
| 南蔵王町五丁目17番 | 蔵王小 | 緑丘小 | (福山市農協家庭菜園洗谷菜園より北側に居住している場合、但し水呑町178番地2から178番地22を除く。) |
| 西新涯町二丁目1番～22番 | 誠之中 | 城南中 | 南蔵王町五丁目17番38号に居住している場合 |
| 高西町(川尻, 真田, 南, 一丁目～四丁目) | 松永中 | 大成館中 | 西新涯町二丁目1番～22番に居住している場合 |
| | | | 高西町に居住している場合 |

2 図書館の特別整理期間の実施について

福山市図書館条例第3条の2別表第2に規定する特別整理期間による休館日を次のとおり実施する。

(1) 日程

ア 中央図書館

2022年（令和4年）2月 2日（水）～2月 7日（月） （6日間）

イ 松永図書館，神辺図書館

2022年（令和4年）2月12日（土）～2月16日（水） （5日間）

ウ 東部図書館，新市図書館

2022年（令和4年）2月24日（木）～2月28日（月） （5日間）

エ 北部図書館，沼隈図書館

2022年（令和4年）3月 3日（木）～3月 7日（月） （5日間）

(2) 周知

広報「ふくやま」1・2・3月号，市・図書館ホームページへの掲載及び館内掲示等

(参考)

○福山市図書館条例

(開館時間及び休館日)

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

別表第2

| 名称 | 開館時間 | 休館日 |
|----------|--|--|
| 福山市中央図書館 | 午前10時から午後7時まで。 ただし、集会室の開室時間は、午前9時から午後10時まで | (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 福山市松永図書館 | 午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前10時から午後6時まで | (2) 館内整理日(1年につき12日を超えない範囲において教育委員会が定める日) |
| 福山市北部図書館 | | |
| 福山市東部図書館 | 午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前10時から午後6時までとし、集会室の開室時間は午前9時から午後10時まで | (3) 特別整理期間(1年につき10日を超えない範囲において教育委員会が定める期間) |
| 福山市沼隈図書館 | 午前10時から午後7時まで。 | |
| 福山市新市図書館 | ただし、土曜日及び日曜日並びに休日 | |
| 福山市神辺図書館 | は、午前10時から午後6時まで | |